空家等の適切な管理をお願いします

~「空家等対策の推進に関する特別措置法」について~

法律では、空家等の所有者や管理者の責務として空家等の適切な管理に努めることや、管 理不全が原因で周囲に著しい影響を及ぼしている特定空家等に対しては、行政が「助言」、 「指導」、「命令」等を行うことができることなどが定められています。空家等を所有又は 管理されている方は周辺の環境に悪影響を及ぼす空家等とならないよう、適切に管理して いただくようお願いします。

Q1.「空家等」とは?

法律に規定する「空家等」とは、常時誰も住んでいない住宅などのほか、それに附属する物置 や塀などの工作物及び敷地が含まれます。

Q2. 「特定空家等」とはどのようなものですか?

次のような状態の空家等をいいます。

- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なって いる状態
- ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置すること が不適切である状態



Q3. 所有者にはどのような責任があるのですか?

空家等は個人の財産ですので、所有者等は適切に管理する責任があります。もし建物の倒壊や 建築部材の飛散・落下などにより近隣の家屋や通行人等に被害を及ぼした場合、所有者等は損害 賠償など管理責任を問われることもあります。

Q4. 市ではどのような対応をするのですか?

市では、特定空家等であり、周辺の生活環境の保全を図ることが必要であると認めた場合は、 所有者等に対し、法律に基づく助言や指導を行い、改善が進まないときは勧告や命令、氏名等の 公表を行う場合があります。また、特定空家等とならない管理不全な空家等に対しても、「空き 家等の適正管理に関する条例」に基づき随時、助言・指導等を行っていきます。

【お問合せ】 茨城県かすみがうら市 市民部 生活環境課

〒300-0192 茨城県かすみがうら市大和田 562

TEL: 029-897-1111 FAX: 029-897-1243



空き家バンク「登録物件」を募集します

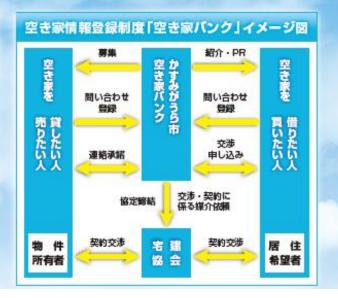
~かすみがうら市空き家情報登録制度のご案内~

市内の空き家の有効活用を行い、良好な住環境の確保と定住促進による地域活性化を図るため、空き家情報登録制度「空き家バンク」を設けました。空き家を所有し、貸したい・売りたいと考えている皆さんは、ぜひ、ご検討ください。

空き家を貸したい・売りたいという空き家所 有者と借りたい・買いたいという空き家利用 希望者のマッチングを行う「空き家バンク」 制度。

住まなくなった家をお持ちの皆さん、眠った 家にもう一度命を吹き込んでみませんか。

こんなに古い家でも大丈夫?家財道具は撤去 しなければならないの?など気になることが あれば悩まず、まずはご相談ください。



空き家を貸したい・売りたい方へ

- ■まずは、電話などでお気軽にご相談ください。
- 登録に必要な書類を提出いただいてから、宅建協会(担当業者)と現地調査を行い、登録 の可否を決定します。



こんな制度があったのか! これまでの成約実績が9件中7件か… うちも登録してみようかな…



お問い合わせ

住 所電話番号 HP アドレス 茨城県かすみがうら市役所 生活環境課 茨城県かすみがうら市大和田 562 029-897-1111

http://www.kasumigaura-akiya.jp/

※詳しくは かすみがうら市空き家バンク で検索して下さい。